

# 第105回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和3年12月17日(金曜日)

出席議員  (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	古市宏和	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 議案第103号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第2. 議案第105号 佐用町森づくり基本条例の制定について（委員長報告）
- 日程第3. 発議第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書（案）
- 日程第4. 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第5. 報告第13号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
- 日程第6. 報告第14号 専決処分の報告について（和解することについて）
- 日程第7. 同意第5号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第9. 議員派遣について
- 

午前09時28分 開議

議長（石堂 基君） 定刻まで、しばらく時間ありますが、全員おそろいですので、少し早く始めさせていただいてよろしいでしょうか。

おはようございます。

皆様、早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、直ちに日程に入ります。

---

日程第1. 議案第103号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第2. 議案第105号 佐用町森づくり基本条例の制定について（委員長報告）

議長（石堂 基君） まず、日程第1及び日程第2については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第103号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び、日程第2、議案第105号、佐用町森づくり基本条例の制定についてを一括議題とします。

議案第103号及び議案第105号は、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託していますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長、廣利一志議員。

〔産業厚生常任委員長 廣利一志君 登壇〕

産業厚生常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

今議会、産業厚生常任委員会に付託された案件2件、議案第103号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、及び、議案第105号、佐用町森づくり基本条例の制定について、審査した結果について、報告させていただきます。

審査日時は、令和3年12月6日、月曜日、午前9時29分開会の付託審査終了10時37分。

場所は、役場第1庁舎西館3階議員控室です。

出席者は、委員全員と当局より、町長、副町長、総務課長、住民課長、住民課年金・保険室長、同課年金・保険室主事、農林振興課長、同課農林土木整備室長。事務局より、局長、局長補佐です。

議案第103号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、当局より追加説明を求めました。

追加説明では、今回の主な改正内容は、2点だと。

1点目は、国民健康保険被保険者資格の適用除外規定の追加です。今回の改正は、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものを規定するものです。昭和34年に当時の厚生省から、施設入所児童であっても扶養義務者のないものについては、国民健康保険の被保険者資格の適用除外となるものであることとの通知がなされています。しかしながら、兵庫県内でも条例化については、統一されておらず、本町も改善を要する事項として、指摘を受けています。町としては、国の通知、それから、県の指導もあるので、条例規定する必要があると判断し、今回、国民健康保険条例を改正するものです。なお、適用除外となった児童は、公費による医療扶助を受けられるので、国保の適用除外となっても医療等を受ける際の自己負担はありません。

2点目は、出産育児一時金に係る規定の改正です。令和4年1月1日より産科医療補償制度の見直しが行われ、掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるが、出産育児一時金の支給総額について、少子化対策として重要であることから、引下げを行わず、現行の42万円が維持されることになっている。このため、支給額の内訳について、所要の改正が必要となる。なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産された場合は、掛金が不要なので支給額は40万8,000円ということになる。

質疑では、公費負担について、里親は国保に入っている場合、現状では、公費負担はないのか。答弁で、国保に入っておられた場合、個人の負担が発生するが、その分を公費負担、医療券で負担している。国保が適用除外となると、10分の10、全額が公費負担という答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決に移りまして、全員賛成、議案第103号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決としました。

続きまして、議案第105号、佐用町森づくり基本条例の制定について、当局より追加説明を求めました。

森林の公益的・多面的機能が高度に発揮できる森づくりを、町民、みんなで作っていきのために、町の責務、町民の皆さんの役割を明確にし、適正な森林保全を行って、次世代につないでいくことを目的としている。森林の恵みが享受されるように、全ての人が役割分担して、森づくりを推進し、森林管理の担い手の育成、町民の財産として残していくことなどを定めているという説明がありました。

質疑に移りまして、森づくりの担い手を育成するとあるが、どんな案を考えているかと。

答弁として、宍粟市に設立されている森林大学校において、就職の斡旋などがあるが、解決策を、まだ、模索中です。

質疑では、町の責務と森林所有者の役割についての見解はと。答弁として、町、行政が関わらないと、個人で維持管理したり、次の世代へ引き渡すことができない状態になっている。民有林が大半で、個人の財産、資産として侵すことができず、保障されています。所有者は、管理する義務があるので、放置されると、災害の原因になったり、環境に対して、山が果たすべき役割を果たせなくなる。それぞれの責任があることを認識し、森林所有者の理解を、さらに得ることを基本理念で謳っていますという答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決に移りまして、全員賛成。結果、議案第 105 号、佐用町森づくり基本条例の制定については、全員賛成で可決しました。

以上、産業厚生常任委員会付託審査の結果の報告といたします。

議長（石堂 基君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 103 号から順次、委員長報告に対する質疑、討論、採決を続けて行います。

まず、議案第 103 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 103 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 103 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 105 号、佐用町森づくり基本条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 105 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 105 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 3．発議第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書（案）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3、発議第 5 号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書（案）を、議題とします。  
日程第 3 の提案に対する提出者の説明は、11 月 30 日に終了していますので、これより質疑、討論、採決の順に行います。  
発議第 5 号に対する質疑については、途中で打ち切っていますので、これより質疑を改めて行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

〔小林君「議長」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） 動議を提出します。  
ただ今議題となっております発議第 5 号に対する修正案を提出します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ただ今、小林裕和議員より、動議の申出があり、賛成者の声がありますので、この動議は 1 人以上の賛成者がありますので、成立しました。  
ここで暫時休憩します。

午前 09 時 40 分 休憩

午前 09 時 41 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。  
小林裕和議員ほか 3 名から、お手元に配付しましたとおり、発議第 5 号に対する修正案が文書で提出されました。  
ここで、発議第 5 号に対する修正案について、提出者の説明を求めます。小林裕和議員。

登壇して、説明をお願いします。

〔5番 小林裕和君 登壇〕

5番（小林裕和君） それでは、発議第5号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書に対する修正案を説明します。

発議第5号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書の一部を、次のように修正します。

表題及び本文中「埋め立てに使用」を「採取」に改めるものです。

よろしくをお願いします。

議長（石堂 基君） 提出者の説明が終わりました。

これより発議第5号に対する修正案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで修正案に対する質疑を終結します。

修正案の採決の前に、修正案に対する討論を行います。

まず、修正案に反対討論の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで修正案についての討論を終結します。

暫時、休憩します。

午前09時43分 休憩

午前09時44分 再開

議長（石堂 基君） 会議を再開します。

これより発議第5号に対する修正案について採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第5号に対する修正案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、発議第5号に対する修正案は、可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決に入る前に、修正議決した部分を除く原案について討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、先ほど修正議決した部分を除く発議第5号の原案について採決します。この採決は、挙手によって行います。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり、可決されました。

ここでお諮りします。ただ今、修正議決されました発議第 5 号につきまして、その字句、その他整理を要するものについては、その整理が必要になった場合、議長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、字句、その他整理は、議長に委任することに決定しました。

---

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 4 に入ります。日程第 4 から日程第 7 については、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として、あらかじめ配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第 4. 報告第 12 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（石堂 基君） まず、日程第 4、報告第 12 号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。  
庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 12 号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、さようふれあい町民プール駐車場におきまして、スクールバス運転員の運転するスクールバスが相手方の自動車と衝突をし、損傷した損害につきまして、町に損害賠償責任が生じ、相手方との賠償額を決定をして、和解したことを報告申し上げるものでございます。

事故の概要は、令和 3 年 11 月 9 日午後 3 時頃、佐用町佐用 287 番地にあります、さようふれあい町民プールの駐車場におきまして、トライやるウィークのために事業所を事前訪問した担当教諭と生徒の送迎中に、スクールバスの運転員の運転する公用車が方向転換するためバックしたところ、後方に駐車してあった相手方の自動車に衝突をし、フロントバ

ンパーが損傷したというものでございます。

当方の公用車には損傷はありませんでした。

町といたしまして国家賠償法に基づく損害賠償責任を認めて、町側の過失割合は 100% であり、相手方に対しまして自動車修理費の 6 万 566 円を支払う内容で、11 月 28 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例の規定によりまして、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をさせていただきました。

なお、こうした事故の報告、専決処分の報告について、度々、報告を申し上げるようになっておりますけれども、大変申し訳なく思っております。

こういう事故が起きることにつきましても、それぞれ職員に対しまして、十分に注意するように、度々、喚起をしておます。注意をしております。今後、できるだけ事故が起きないようにしたいというふうに思いますが、ご理解を賜りますように、どうぞ、よろしくお願い申し上げまして、報告の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） このバス、運転手は、その中において、後ろの状態が見えるような装置は、これ取り付けてあったんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） まず、最初にお詫びを申し上げます。

このたびはスクールバス運行中に事故を起こしまして、大変申し訳ございませんでした。今後、さらに安全運転教育を徹底してまいりたいと思います。

ご質問の後ろ、後方を確認するモニター的なものなんですけども、このバスについては、ちょっと、古いバスでございまして、そういった装置はついてございません。

今現在、スクールバスを計画的に更新しておりますけども、その時には、バックモニターをつけるようにしております。

以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

---

日程第 5．報告第 13 号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

日程第 6．報告第 14 号 専決処分の報告について（和解することについて）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 5 及び日程第 6 について、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 5、報告第 13 号、専決処分の報告について、訴えの提起について、及び日程第 6、報告第 14 号、専決処分の報告について、和解することについてを一括議題とします。

専決処分について、町長より報告があります。

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました報告第 13 号及び報告第 14 号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、報告第 13 号につきましては、未払いの水道料金について再三にわたり支払うよう催告いたしました。これに応じなかったため、佐用町債権管理条例第 9 条第 2 号に基づき、令和 3 年 9 月 29 日に姫路簡易裁判所へ支払督促の申立てを行いました。当該申立てに対し、債務者から令和 3 年 11 月 17 日に水道料金の分割支払いを希望する旨の督促異議の申立てがありましたので、民事訴訟法第 395 条の規定により訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 2 号の規定により、専決処分を行ったものでございます。

次に、報告第 14 号につきましては、報告第 13 号、専決処分の報告を行いました債務者から未払いの水道料金 3 万 8,916 円についての支払義務の承認と、令和 3 年 12 月末までに 2 万円、令和 4 年 1 月末までに 1 万 8,916 円を分割して確実に支払う意思が示されたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 3 号の規定により、和解することに対して、専決処分を行ったものであります。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。

続いて、質疑に入りますが、質疑は、報告第 13 号及び報告第 14 号、それぞれ分けて質疑を行いますので、あらかじめご理解ください。

まず、報告第 13 号、専決処分の報告について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

続いて、報告第 14 号、専決処分の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

---

日程第 7. 同意第 5 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（石堂 基君） 続いて、日程第7、同意第5号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました同意第5号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、教育委員、岡本 正氏の任期が令和3年12月26日をもって満了するため、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、同法第5条第1項の規定により、令和7年12月26日までの4年となります。なお、岡本氏の略歴につきましては、再任でございますので説明は省略をさせていただきます。

ご同意賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第5号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、同意第5号は、同意することに決定しました。

---

#### 日程第8．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第8、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

---

日程第9．議員派遣について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第9、議員派遣についてを議題とします。  
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。  
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

---

議長（石堂 基君） 以上で、本日の日程は終了しました。  
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、第105回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

---

午前09時58分 閉会

---

議長挨拶

議長（石堂 基君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。  
開会前にお断りしましたように、今定例会も非常に聞き苦しい声と、体調不良等を緩和するために治療で議会のほうを欠席をさせていただき、議員の皆さん、並びに当局の皆さんに、これまで同様のご迷惑おかけしました。本当に皆さんのご協力により、無事、本日を迎えることができいております。ありがとうございました。  
また、年末年始を迎えるに当たり、本町においてはワクチンの3回目接種の予定。そして、また、この後、少し報告もあるようですが、給付金の支給等、非常に、まだまだ、ご多忙続くと思います。  
どうか、議員各位、そしてまた、当局の皆さん、十分に年末年始の繁忙期、寒い時期に、お体を十分にご自愛をいただき、健やかに新しい年が迎えられるようお過ごしをいただきたいと思います。どうも御苦労さまでした。  
庵途町長、お願いします。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 失礼します。

それでは、12月定例会、閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、今定例会に上程をさせていただきました各議案につきまして、それぞれご審議いただき、原案どおり可決、決定いただきまして、誠にありがとうございました。

あと2週間で令和3年が終わり、新しい、令和4年を迎えるわけでありまして。年が明ければ、コロナの感染がこうして始まって、はや2年を迎えようとしております。今年も本当に、コロナ、コロナで明け暮れた1年でありましたが、ワクチンの接種も、こうして進み、今のところ、ようやくコロナウイルスのほうも鳴りを潜めているといえますか、収束に向かっているような感じがいたしますけれども、ただ、新しい変異ウイルスが出現したり、また、コロナだけではなくて、今のところインフルエンザのほうも、全く報告は聞いていないんですけれども、昨年、インフルエンザも全く発生がなかったということで、逆にインフルエンザの抗体が、誰もなくなってしまっているというようなことで、逆に発生する、流行するのではないかとというようなことを言われる専門家もあります。

そういうことで、なかなか、まだまだ、予断を許さない、そういう状況が続くのではないかと思います。

特に、今年は、こうして長期予報でも寒い冬になるという予報も出ております。ウイルスが非常に活性化する時期でもありますので、議員各位におかれましても、十分、健康にご留意をいただきまして、元気に新しい年をお迎えをいただきますことをご祈念申し上げます。

ぜひ来年は、完全にこの新型コロナウイルスのほうも収束し、本当によい年になることを、お互いに祈念して、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（石堂 基君） ありがとうございました。

これをもって本会議を終了します。